

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

職 員 給 与 規 程

規程第 8 号

平成28年7月27日第 2 回理事会決定

平成29年12月5日一部改正（7理）

令和 2 年 2 月27日一部改正（17理）

令和 3 年11月25日一部改正（25理）

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与の支給については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（給与の区分）

第 2 条 職員の給与は、次の各号により支給する。

（1）基本給（本給）

（2）諸手当

ア 地域手当

イ 扶養手当

ウ 管理職手当

エ 住居手当

オ 超過勤務手当

カ 通勤手当

キ 特殊技能手当

（3）賞与

（給与の支払）

第 3 条 職員の給与は月給制で、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、次に掲げるものは支払いの際に控除する。

（1）所得税及び住民税

（2）健康保険料及び厚生年金保険料の個人負担分

（3）雇用保険料の個人負担分

（4）介護保険料の個人負担分。ただし、40歳以上の職員に限る。

（5）職員の過半数を代表する者との協定書に基づく福利厚生費等

2 前項の規定にかかわらず、職員の希望する金融機関に口座振込を行うことができる。

（給与の支払日）

第4条 職員の基本給及び諸手当は、毎月の1日から月末までの間の給与の全額を、その月の25日（以下「支払日」という。）に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支払日とする。

（1）支払日が日曜日に当たるときは翌日（その日が休日にあたる時は支払日の翌々日）

（2）支払日が土曜日に当たるときは前日（その日が休日にあたる時は支払日の前々日）

（採用、退職等の場合の給与の支給）

第5条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給等により本俸の額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。また、職員が死亡したときはその月まで給与を支給する。

2 職員が職員就業規則第46条の規定により退職し、又は職員就業規則第49条第1号、第2号、第3号、第5号、第7号、第8号もしくは第9号の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの給与を支給する。

3 職員が職員就業規則第49条第6号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の給与を全額支給する。

（給与の日割計算）

第6条 給与を支給する場合にあつては、採用、退職等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、次の各号による率を基礎として計算した額とする。

（1）採用等の場合

$$\frac{\text{その月の暦日数} - \text{発令日の前日までの日数}}{\text{その月の暦日数}}$$

（2）退職等の場合

$$\frac{\text{その月の暦日数} - \text{発令日の翌日からの日数}}{\text{その月の暦日数}}$$

第2章 基本給

（給与）

第7条 職員の受ける給与は、月額とし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、別表の職員給与表の定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを職員給与表に定める職務の級に分類するものとする。

3 職員給与表は、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」行政職俸給表（一）に準じ、同俸給表の1級から6級までを、「別表」のとおり本協会の給与表とする。

(初任給の決定)

第8条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任級は、次の基準により決定する。

(1) 新規学卒者の俸給

ア 大学卒業者 1級25号俸

イ 高等学校卒業者 1級5号俸

(2) 職歴を有する者の給与

学歴、免許等の資格を取得した時以降の経験年数を勘案して決定する。

2 本協会は、職務給の概念を取り入れ、事務局長を6級、部長職を5級又は4級、主任職を4級、3級又は2級、派遣員及び一般事務職員を2級又は1級とし、前項及び他の職員との均衡をも考慮し、総合的に判断し、決定する。

(昇格)

第9条 職員が次の一に該当する場合は、その職員が現に格付けされている級の1級上位級に昇格させることができる。

(1) 昇任したとき

(2) 特に昇格させることが適当と認められたとき

2 職員が昇格したときにおいて受ける号位は、現に受けている基本給と同額又は上位の号位とする。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、第12条に定める期日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の場合における昇給の号位は、同項に規定する期間全部を良好な成績で勤務した場合の号位は4号を標準として決定するものとする。

(昇給停止)

第11条 次の各号に該当する職員については昇給を行わない。

(1) 55才に達した者（特別昇給を除く。）

(2) 休職中の者

(3) 懲戒処分を受けた日から1年を経ない者

(4) 昇給期間中に25日以上欠勤のある者

(5) 勤務成績が不良の者

2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号位を超えて行うことはできない。

(昇給の時期)

第12条 職員の昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

第3章 諸手当

第1節 地域手当

(地域手当の額)

第13条 地域手当は、基本給、扶養手当、管理職手当及び翻訳手当の月額合計額に、17%を乗じて得た額を支給する。

第2節 扶養手当

(支給要件及び額)

第14条 扶養手当は、次項に規定する扶養親族のある職員に支給する。

2 次の各号の一に該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重症心身障害者

3 前項に該当する者であっても次の者は扶養親族としない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他これに相当する手当の支給基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の月額は、次のとおりとする。

(1) 第2項第1号に該当する扶養親族については、6,500円。ただし平成30年3月までは、10,000円。

(2) 第2項第2号に該当する扶養親族については、10,000円。

(3) 第2項第3号から第5号に該当する扶養親族については、6,500円

(4) 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に子がいる場合は、1人について5,000円を加算する。

(届出及び支給の始期・終期)

第15条 新たに職員となった者が扶養手当を受けようとする場合、又は職員に新たな扶養親族が発生し、若しくは異動を生じた場合には、専務理事に届け出なければならない。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日の属する月、職員に新たに扶養親族が発生、もしくは扶養親族に異動を生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その属する月）から開始する。

3 前項の場合で、届出がそれぞれの日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

4 扶養手当を受けている職員が離職、死亡した場合、又はすべての扶養親族がその要件を欠く

に至った場合には、その日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）まで支給する。

（支給額の決定）

第16条 扶養手当を受けている職員の扶養親族に異動が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

第3節 管理職手当

（支給要件及び額）

第17条 管理職手当は、事務局長及び部長の職に在る者に支給する。

ただし、専務理事が事務局長を兼任する場合は事務局長の管理職手当は支給しない。

2 前項の職員に支給する管理職手当の月額、基本給に100分の8を乗じて得た額とする。

第4節 住居手当

（支給要件及び額）

第18条 住居手当は、自ら居住するため住宅（賃貸を含む。）を借り受け月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に支給する。ただし、次の各号に掲げるものは家賃に含まれない。

- （1）権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- （2）電気、ガス、水道等の料金
- （3）団地内の児童遊園、街灯その他の共同利用施設に係る負担金（共益費）
- （4）店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

2 住宅手当の月額は、前項に掲げる職員については、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。ただし、令和2年3月までは、従前の例による。

- （1）月額27,000円以下の家賃を支払っている職員については、家賃の月額から16,000円を控除した額
- （2）月額27,000円を超える家賃を超える家賃を支払っている職員については、家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1の額が17000円を超えるときは、17000円）に11,000円を加算した額

（支給の始期・終期）

第19条 住居手当の支給は、その要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から支給し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日のときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 前項のうち、支給要件を具備する場合で、届出がそれぞれの日から15日を経過した後になされたときには、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

第5節 超過勤務手当

第20条 超過勤務手当は、職員就業規則第24条の規定により、勤務時間外に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

（１）時間外勤務が午前５時から午後10時までの間であるときは、１時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

（２）時間外勤務が午後10時から翌朝の午前５時までの間であるときは、１時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

２ 前項に規定する勤務１時間当たりの給与額は、本給及び基本給に対する地域手当の月額合計額に12を乗じて得た額を40で除しさらに52で除して得た額とする。

３ 超過勤務手当は、１か月分を翌月における給与の支給日に支給する。

４ 超過勤務手当は、管理職手当を支給されている職員には支給しない。

第6節 通勤手当

（支給要件）

第21条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（通勤手当の額）

第22条 通勤手当の支給は６か月定期券等とし、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路方法によるものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（１）第21条第１項第１号に掲げる職員

その者が利用する交通機関等に応じて6か月を超えない範囲内で定める期間（以下「特定期間」という。）についての運賃等相当額（当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの特定期間についての運賃等相当額の合計額）

ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が2以上である場合にあっては、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額を合算した額。以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円を1か月当たりの通勤手当の額とする。

（2）第21条第1項第2号に掲げる職員

自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては4,100円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあっては6,500円とし、片道15キロメートル以上については別に定めるところによる。

（3）第21条第1項第3号に掲げる職員

運賃等相当額に前号の額を加算した額の合計額。ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円を1か月当たりの通勤手当の額とする。

（支給の始期・終期）

第23条 通勤手当の支給は、その要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から支給し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日のときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 前項のうち、支給要件を具備する場合で、届出がそれぞれの日から15日を経過した後になされたときには、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

第7節 特殊技能手当

（翻訳手当・通訳手当）

第23条の2 外国語の日本語訳又は日本語の外国語訳の能力が外部翻訳専門会社と同等と認められる職員には次項以下の翻訳手当又は通訳手当を支給する。

2 事務局において翻訳に従事する場合には、翻訳の頻度と現に受ける基本給とを勘案して、月に6,000円を下限とし2,000円刻みで上限30,000円までの金額を翻訳手当として支給する。

3 派遣に従事して通訳業務を行う場合は、本人の年間の全支給額を240で除して得た数字が、外部通訳の日給に比較し、格差がある場合はその差額を1,000円単位（1,000円未満切り捨て）で通訳手当として、次期給与支給日に給与に加算して支給する。

4 第2項の翻訳手当は、総合的に判断し年度ごとに専務理事が決定する。翻訳手当は地域手当及び期末手当の基礎額とする。第3項の通訳手当は派遣時のみの支給とし、地域手当及び期末手当の基礎に参入しない。

第4章 賞与

(給与の内容)

第24条 賞与は、期末手当とする。

(支給の要件)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても懲戒解雇で退職したものを除き同様とする。

3 期末手当の支給は、それぞれの基準日の属する月の25日とする。

(期末手当の額)

第26条 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）に受けるべき6月及び12月の期末手当基礎額に、それぞれ同時期の国家公務員の期末手当の支給率と勤勉手当の支給率を合わせた支給率を乗じた額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合の国家公務員の勤勉手当の成績率は4段階あるうち最多数の職員に適用される率を採用する。

(1) 6か月	100分の100
(2) 5か月以上6か月未満	100分の80
(3) 3か月以上5か月未満	100分の60
(4) 3か月未満	100分の30

2 前項で得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、成績率を乗じて支給する。その割合は、110%、105%、100%、90%、80%、60%、30%とする。

(期末手当基礎額)

第27条 前条第1項に規定する期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。）において受けるべき次の各号の合計額とする。

- (1) 俸給
- (2) 地域手当
- (3) 管理職手当
- (4) 翻訳手当

2 前項第2号の地域手当の算定基礎に管理職手当は算定の基礎としない。

第5章 補則

(給与の減額)

第28条 職員就業規則第27条、第28条及び第42条の規定により減額すべき給与は、第20条2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給す

る。

(欠勤者の給与)

第29条 職員が傷病により欠勤したときは、欠勤を始めた日から3月に限り俸給、地域手当、扶養手当及び住居手当の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当はその全額を、俸給及び住居手当はその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱)

第30条 職員就業規則第62条の規定により就業を禁止された職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休職者の給与)

第31条 休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、又は傷病にかかり休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付を受けるときには、その給付額を差し引くものとする。

(2) 職員が就業規則第53条の規定により休職を命ぜられた場合は、給与、地域手当、扶養手当、住居手当及び期末手当に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 同条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の80

イ 同条同項第2号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の60

ウ 同条同項第3号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める割合及び期間

(懲戒の場合の給与)

第32条 職員就業規則第8章の規定に基づく懲戒処分を行った場合の給与については、国家公務員の例による。

(端数の処理)

第33条 給与の各項目の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。ただし、第20条の規定による超過勤務手当を算定する場合において、当該額に端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げるものとする。

附則

この規定は、平成28年8月1日から実施する。

2 この規定の改正部分は、平成29年度国家公務員の給与法の一部改正法成立後、29年4月1日に遡及して実施する。

3 令和2年2月27日一部改正。ただし、平成31年4月1日に遡及して改正。第18条については、令和2年4月1日改正。

4 令和2年11月26日一部改正。(第26条)

5 令和3年11月25日一部改正。(第26条)